

## 東北精神神経学会 最優秀発表賞、および、学術奨励賞 規程

### (目的)

第1条 本賞は、東北精神神経学会総会の一般演題の中から優秀な発表を顕彰して、学術雑誌への投稿を促し、論文掲載を通しての精神医療従事者の研鑽の機会を増やすとともに、東北地方の精神医学の発展に寄与することを目的として、東北精神神経学会が運用を行う。

### (応募対象)

第2条 最優秀発表賞の応募者は東北精神神経学会総会の一般演題の筆頭著者とし、経験年数を問わない。学術奨励賞の応募者は、医師免許取得後7年以内、もしくは、精神科専門医研修プログラム履修中の精神科医、もしくは、医師以外の学会員で精神医療に従事して7年以内の者のうち、東北精神神経学会総会の一般演題の筆頭著者とする。

### (応募・審査方法)

第3条の1 東北精神神経学会総会の一般演題登録者を対象に、東北精神神経学会 最優秀発表賞、または、学術奨励賞への募集を行い、本賞の趣旨を理解した上で希望する一般演題登録者の応募を受け付ける。最優秀発表賞と学術奨励賞ともに応募することも可能であるが重複しての受賞は認めない。東北精神神経学会 最優秀発表賞の受賞者は応募演題の中から最も優れたものにつき、1大会につき1名を選考する。東北精神神経学会学術奨励賞の受賞者は応募演題のうち優れたものにつき、1大会につき2名までを選考する。受賞の如何に関わらず、応募者は次年度以降も応募することができる。また、精神神経学雑誌投稿奨励賞（地方会部門）と重複しての応募は妨げないが、同年度に重複しての受賞は認めない。

第3条の2 審査員として、毎年、各総会前に、各県から、評議員2名、精神科診療従事（後期研修医等）開始から1～5年目までの学会員1名、精神科診療従事開始から6～10年目までの学会員1名の4名、総計24名を選出する。審査員は、抄録の内容と総会での発表の内容を元に、本賞の主旨に沿って審査を行う。審査員自らが在籍する県から発表された演題には投票を行わない。ただし、該当する賞の候補演題に他の県の候補演題がない場合はその限りではない。審査結果の集計に基づき受賞候補者を決定する。

### (受賞内容)

第4条 受賞者は、東北精神神経学会より、賞状および副賞（賞金）を授与される。

(受賞者の義務)

第5条 受賞者は、一般演題の発表内容をもとに、原則として受賞から一年以内に学術雑誌へ査読付き論文として投稿を行う。年限は問わないが、原則として、学術雑誌に査読付き論文として掲載を行う。

付則

- 一 本規則は、東北精神神経学会評議員会の承認を得て改訂できるものとする。
- 二 本規則は令和3年4月1日より施行し、令和3年度東北精神神経学会総会から適用されるものとする。
- 三 東北精神神経学会 最優秀発表賞の副賞の予算は、1大会につき、10万円を上限、東北精神神経学会 学術奨励賞の副賞の予算は1大会1演題につき、5万円を上限とする。
- 四 本規則は令和3年12月1日より改訂施行する。